

2018年1月吉日

お客様各位

株式会社 日新
国際営業第一部
大阪営業第二部

アメリカ向け HTSUS Code 記載のお願い②

拝啓

貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

先日ご案内致しました掲題の件に関し、アメリカ合衆国税関・国境警備局(CBP)より1月4日付けで米国内陸向け保税貨物に対する Harmonized Tariff Schedule of the United States number (HTSUS6 桁)の申告義務化を6ヶ月延期する旨の通知がありました。具体的な適用開始日が判明次第、改めてご案内致します。

敬具

記

対象仕向地 : 全アメリカ向け

適用開始 : 2017年11月27日～ → 6ヶ月延期。判明次第、ご案内致します。

記載項目 : Harmonized Tariff Schedule of the United States number (HTSUS)
複数品目の場合、HBL上のHTSUSとISFでファイリングされるHTSUSを合致させるようお願い致します。

6ヶ月の延期後、再度義務化される見込みですので引き続きD/R, ACL(DOCK RECEIPT)及びHOUSE BL作成用SIには6桁のHTSUSを記載頂くことをお薦め致します。

ご不明な点に関しましては、下記営業担当までお問い合わせをお願い致します。

国際営業第一部 複合輸送一課 TEL 03-3238-6576
大阪営業第二部 国際課 TEL 06-6228-4355

以上